

以下のとおり、質屋が設けるべき質物保管設備の基準の一部（防火設備の基準）を改正しました。  
一部改正文については、平成30年10月2日発行の三重県公報第3045号に掲載されています。

【一部改正文】

三重県公安委員会告示第113号

質物保管設備基準の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成30年10月2日

三重県公安委員会委員長 岡 本 直 之

質物保管設備基準の一部を改正する告示

質物保管設備基準（平成4年三重県公安委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「甲種防火戸又は乙種防火戸」を「防火設備」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

【全文】

三重県公安委員会告示第65号

質物保管設備基準を次のように定める。

平成4年7月10日

三重県公安委員会委員長 栗 原 五 郎

質物保管設備基準

改正 平成30年三重県公安委員会告示第113号

（趣旨）

第1条 この基準は、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第7条の規定に基づき、火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（規模及び構造）

第2条 保管設備の規模及び構造は、その営業の内容に応じて適正なものでなければならない。

（営業所との距離）

第3条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、近接する他の敷地内に設けることができる。

（防湿構造）

第4条 保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とするなどの防湿上の措置を講じなければならない。

（防火設備）

第5条 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

（1）建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に定める耐火構造

（2）土蔵造

（3）前2号に掲げるものを除くほか、公安委員会がこれらと同等以上の耐火性能を有すると認めたもの

2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条第1項に定める防火設備を設けなければならない。

（盗難予防設備）

第6条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅牢な施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置を設けなければならない。ただし、営業所その他に同様の装置があるものについてはこの限りでない。

（防鼠設備）

第7条 保管設備の出入口以外の開口部には、金網等鼠の侵入を防止するための設備を設けなければならない。

（特例措置）

第8条 現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を行っている者が、補修、建替え等のため当分の間別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第3条及び第7条

の規定は適用しないものとする。

- 2 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第5条第2項の規定は、当該仮保管設備に付随して火災警報装置を設置しているなど防火上の措置が講じられている場合には、適用しないものとする。
- 3 仮保管設備の出入口以外の開口部については、第6条第1項中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅牢な施錠設備」とあるのは「施錠設備」とする。
- 4 前3項の規定は、仮保管設備の使用を開始してから2年間に限り適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備又は許可を申請している者に係る保管設備については、第6条第2項の規定は、適用しない。

(質物保管設備基準の廃止)

- 3 質物保管設備基準（昭和29年三重県公安委員会告示第2号）は、廃止する。

附 則（平成30年三重県公安委員会告示第113号）

この告示は、平成30年10月2日から施行する。